

## 広島市環境美化功労者表彰実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、環境美化のための清掃活動を続けている者又は団体等を表彰し、日ごろの労に報いるとともに、その功績をたたえ、環境美化の一層の推進に資することを目的とする。

### (表彰者)

第2条 表彰は、市長が行う。

### (表彰の対象)

第3条 表彰は、広島市表彰条例（昭和24年4月1日広島市条例第13号）第1条（同条第4号を除く。）に該当する者のうち、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 環境美化のため功績顕著な個人
- (2) 環境美化について他の模範となる団体、企業、学校
- (3) その他前2号に準ずるもの

2 前項の規定にかかわらず、広島市公衆衛生推進協議会及びその構成団体は、対象から除くものとする。

### (表彰の区分)

第4条 表彰の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 環境美化永年活動5年表彰
- (2) 環境美化永年活動10年表彰
- (3) 環境美化永年活動20年表彰
- (4) 環境美化永年活動30年表彰
- (5) その他市長が必要と認めた表彰

### (表彰の要件)

第5条 表彰の要件は、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園、緑地その他これらに準ずる場所をいう。）の清掃活動を定期的に行っていることとする。

2 被表彰者の活動年数等は、次のとおりとする。

区 分	個 人		団 体 等	
	活動年数	活動回数	活動年数	活動回数
環境美化永年活動5年表彰	5年以上	おおむね 週1回	5年以上	おおむね 年3回
環境美化永年活動10年表彰	10年以上			
環境美化永年活動20年表彰	20年以上			
環境美化永年活動30年表彰	30年以上			

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 同一人、同一団体等に対する表彰は、第4条の各号の規定につき、各1回を限度とする。

3 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、必要があるときは、臨時に行うことができる。

(被表彰者の選考)

第7条 被表彰者の選考は、次のとおりとする。

(1) 被表彰者の選考は、推薦により行うものとする。

(2) 推薦の依頼は、環境局長が関係局・区及び団体等に対し行うものとする。

(3) 被表彰者の推薦は、推薦調書(別記様式)及びその他参考となる書類により行うものとする。

(被表彰者の決定等)

第8条 被表彰者の決定の手続は、次のとおりとする。

(1) 被表彰者を適正かつ公平に審査するため、広島市環境美化功労者表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会は、推薦調書等に基づき、被表彰者を審査し、選考するものとする。

(3) 被表彰者は、審査会の選考に基づき、環境局長が決定する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この表彰に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。